

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「H〇〇. 〇. 〇〇話し合いに伴う職員のメモ」について平成25年4月19日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成〇〇年〇月〇〇日付けで〇〇児童相談所を担当課所とする「H〇〇. 〇. 〇〇話し合いに伴う職員のメモ」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成25年4月19日付けで保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年5月7日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年9月6日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年12月2日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年2月20日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

条例第2条第3項で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされている。

通常、児童相談所が行った面接の内容は必要に応じて記録化し、職員が組織的に利用するものとして保有しているが、記録については面接場面で書き取ったものをそのまま面接記録とする方法と、面接場面ではポイントのみを書き取り改めて面接記録を作成する方法等がある。

申立人は、面接場面で児童相談所職員が所持していたメモを直接見せるよう求めてきたため、職員が閲覧を拒否したところ、申立人が本件の開示請求を行ったものであるが、申立人が開示を求めている職員が所持していたメモについては、保有個人情報として児童相談所において業務上必要なものとして保存はしておらず、条例第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しないことから、保有個人情報の開示をしない旨の決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

当審査会において本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書を見分したところ、「開示請求に係る保有個人情報」欄には、「H〇〇. 〇. 〇〇話し合いに伴う職員のメモ」と記載されている。実施機関は条例第2条第3項に規定する「保有個人情報」が存在しないため開示をしない旨の決定をしたと主張するので当該メモの保有個人情報該当性について以下検討する。

(2) 保有個人情報該当性について

条例第2条第3項は、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものいう。」と規定している。「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な

情報として利用されることをいうものと解される。

実施機関に確認したところ、当日の話合いの場では職員がポイントのみを書き取ってメモにし、後で改めて面接記録を作成し組織的に利用するものとして保存した。職員が話合いの場でポイントのみを書き取ったメモは、職員個人の段階のものであり、面接記録を作成した後に廃棄したとのことである。したがって、当該メモは組織的に利用するものとして実施機関が保有しているものとは言えないので保有個人情報に当たらない。

よって、本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在しないとする実施機関の決定は妥当である。

もつとも、本件の経緯からすれば実施機関は当該メモが明らかに開示対象の保有個人情報とならないものであったとしても条例の運用に対する信頼を担保するためには廃棄すべきではなかったと考えるが、このことが当審査会の結論を左右するものではない。

(3) その他

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 9月 6日	諮問を受ける（諮問第113号）
平成25年 9月 6日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年12月 3日	申立人から意見書を受理
平成27年 2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 3月24日	審議
平成27年 3月31日	答申

